

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会
メディカルスタッフ役員会 運営規定

2013年7月10日制定
2015年12月6日改定
2016年8月26日改定
2017年11月17日改定
2018年11月4日改定
2019年7月5日改定
2022年11月25日改定
2023年7月21日改定
2025年11月14日改定
(改定箇所は下線部)

第1章 総則

(名称・構成)

第1条 一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会 (Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics : 以下、「CVIT」とする) は、支部より選出されたメディカルスタッフ会員で構成された役員会を設置する。本役員会の運営はメディカルスタッフ委員会に付属する。

(事務局)

第2条 本役員会の主たる事務所を東京都中央区 (CVIT 事務局内) に置く。

(支部)

第3条 本役員会は CVIT 定款細則第19条に定める支部を置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本役員会は、医師と協働し患者を中心としたチーム医療を実践することを目的とする。また、メディカルスタッフ職種相互の知識、技術の向上および職種間の連携、他学会や関連団体との連携を強化し、カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 第4条に定める本役員会の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) メディカルスタッフ学術集会実行委員長の選出と学術集会のサポート
- (2) メディカルスタッフ全体に対する啓蒙活動
- (3) 心血管インターベンション技師 (ITE) およびインターベンションエキスパートナース (INE) 資格試験、資格維持のための講習会、試験問題作成、スキルアップセミナー等の検討およびメディカルスタッフ委員会のサポート
- (4) タスクシフト・シェアの推進
- (5) その他、本部会の目的を達成する為に必要とされる事業

第3章 役員会の構成

(構成)

第6条 本役員会は以下のとおり構成する。

- (1) 会長：1名^{※1}
- (2) 副会長：3名^{※1}

- (3) 役員：心血管インターベンション技師（ITE）資格、インターベンションエキスパートナース（INE）資格、日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師（JAPIR）資格のいずれかを保持している者：各支部から3名以内（臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師の各職種のいずれか1名ずつとする）

(4) 学術集会大会長から推薦されたメディカルスタッフ学術集会実行委員長：1名

※1 会長、副会長はそれぞれ臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師の各職種のいずれか1名ずつとする

（役員を選出）

第7条 役員は、初回選任年度の4月1日時点で61歳未満であり、次項に示すとおりとする。

- (1) 第6条(3)の役員は、各支部より3名以内（うち代表者1名を含む）を選出する。また、メディカルスタッフ委員会および理事会の承認を得る。
- (2) 各支部より選出された役員の中から互選により会長を決定する。
- (3) 会長が副会長を任命する。
- (4) 必要な事業に応じて、役員会決議により、役員を定員の25名まで増やすことができる。推薦された役員の年齢および資格は問わない。役員の補充は、メディカルスタッフ委員会および理事会の承認を得る。
- (5) メディカルスタッフ学術集会実行委員長は学術集会会長の推薦とし、役員に定員には含まれない。また、メディカルスタッフ学術集会実行委員長の年齢および資格は問わない。

（役員任期）

第8条 役員任期は以下のとおりとする。

- (1) 役員任期は、改選が行われた年の選任から4年後の定時代議員総会終結時までとする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 任期満了に伴う役員交代については、新たに選任された役員が就任するまで、前役員の責務において活動を行うものとする。
- (3) メディカルスタッフ学術集会実行委員長の任期は、学術集会大会長より推薦があった日から役員会にて申し送りが完了した日までとする。

（役員定年）

第9条 役員定年については、事業年度開始の4月1日時点で、満64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとし、再任はしない。

（役員職務）

第10条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は本役員会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長が何らかの理由により職務遂行が困難な場合にその職務を代理し行う。
- (3) 役員は、本役員会の目的を達成する為の事業の企画・検討・運営を行う。
- (4) メディカルスタッフ学術集会実行委員長は、学術集会時のメディカルスタッフ部門を主宰する。

（事業計画）

第11条 役員は、年次毎の事業計画およびそれに伴う予算を組み、メディカルスタッフ委員会にて検討を行い、財務委員会および理事会の承認を得る。

第4章 役員会運営規定の変更・役員会の解散

(会則の変更)

第12条 この規定の改廃は、本役員会で検討し、メディカルスタッフ委員会および理事会の承認を得て行う。